

新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成28年9月9日（金曜日）

総合政策特別委員会

日時 平成28年9月9日（火曜日） 午後3時5分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第163号議案

「質疑・討論・採決」

第172号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長	菊地勝昭	副委員長	山崎祐一				
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	村田康助	山口洋一	
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	丸山隆弘	鈴木眞澄	
	加藤芳夫						
議長	下江洋行	副議長	中西宏彰				

欠席委員 なし

説明のため出席した者

総務部、企画部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長	西尾泰昭	議事調査課長	伊田成行
書記	松井哲也		

開 会 午後3時5分

○菊地勝昭委員長 ただいまから、総合政策特別委員会を開会します。

本日は、7日の本会議において本委員会に付託されました第163号議案及び第172号議案の2議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第163号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第163号議案の質疑をさせていただきます。

私も一般質問、それから今回本会議場でいろいろ質疑が出ておりました。特に、9月議会でなぜ契約が必要なのか、非常に私もいまだにこれ疑問で、解けておりません。片瀬理事のほうからいろいろ答弁も実はありました。当然、平成30年の5月か連休に移動しないと市民に負担がかかるというか迷惑もかかるということもありました。

ただ、この今回の9月契約というのは今までの説明の中では、消費税の話が一番大きかったと思うんですね。次に、このごろ出てきたのが、工程計画の中で非常に3カ月、4カ月過ぎると、非常に負担と迷惑もかかるということですけども、私も工事工程計画等を見させていただきました。特に、9月議会からの契約ではなくて、12月議会で契約することによって何が生じるかなと思って見ておいたら、共通仮設が確か11月、12月で予定をしておるようでございますけども、そういった地元への説明会というようなお話もありました。

今回、どう見ても地元への説明会というのは、別に契約しなくてもできる話であります。それで、共通仮設について、これ2カ月間ぐらい見てはおるんですけども、標準工期として平成30年3月完成という形になっていく中

で、この後共通仮設は十分この残りの期間、12月以降で吸収がしっかりできる話だと思います、この工程表から見ていきますと。

そんな中からいくと、9月議会では私はフライングじゃないかな、一般市民の説明としても、建築の指導としては当然確認申請がおりた後に契約していくのが普通ですけども、そのことも片瀬理事から本会議で話がありました。こういうケースもできますよとありますけども、やっぱり見本を示すのが市役所だと思いますので、ぜひこの今回の9月議会がなぜ必要なのか、もう一度説明をお願いします。

○菊地勝昭委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今回の御質問につきましては、一般質問、それから本会議質疑で片瀬からお答えをしているように、まず理由を3点ほど上げております。

それは、1つといたしまして、消費税、これはなくなりましたが、工事費の上昇、今政府のほうで大規模な経済対策、こうしたものの話が出ております。それから、東京オリンピック、あるいはリニア関連の前倒し工事。こういったところの影響で、工事資機材、労務費が再び上昇するおそれもあるということで、可能な限り早期に発注し、完了したいということ。

それから、2つ目は、事務室の移転、これにつきましては、今回事務室のほうで再利用する什器類とかも、机等でもかなりあります。そうしますと、机などを移して、それから情報系のもを移して、サーバーを移して、それからセットアップをしながら、支障がないか、そういったことを確認しながら住民票の発行等の業務を確実に行わなければならないということで、それを考えますと、5月のゴールデンウィーク、この期間を使う。それによって、市民への影響を最低限に抑えることができる。これがございます。

それから、3つ目は、これはもう従来から

のお話になりますけども、30年以内に70%の確率で起きると言われてます南海トラフ巨大地震、新庁舎につきましても、当初平成27年完成予定だったところが、現在まで延びてきているわけですが、地震につきましては、早急に対応していきたいということ。

こういったことを考えまして、今回設計施工の分離というところでいきますと、構造確認、建築確認がおりてからやるのが通常と言われるかもしれませんが、こうした違法ではないという範囲において、今回のようなメリットを享受しながら、早急に進めたいということ考えております。

それから、今加藤委員のほうから御指摘のありました地元への説明は、契約しなくてもできるのではないかという御意見がございましたけども、これはまだ今は仮契約の段階でございまして、これにつきましては、住民への説明、この点は、施工管理者の工程計画等も作成していただき、説明をしていくということになりますので、そうしますと、そこには当然お金の支出等かかってまいりますので、これは契約前にはできないと考えております。

それから、仮設等で2カ月程度という話でしたけども、実際に12月議会で可決をいただいたとしますと1月から今の準備工、仮設等も含めた準備工、それから説明を入れますと、どうしても3カ月ぐらいはかかってしまうだろうと考えております。そうしますと、今9月に契約することによって1月から着工が可能だろうと考えておりますが、12月議会であると、3月から4月ぐらいつから着工ということになりますので、おのずと完成時期も平成30年4月というものが、これがずれ込んでくるということになりますので、先ほどのメリットの部分が享受できなくなってくるということがございますので、今回9月に議案を上程させていただいたということになります。

○菊地勝昭委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 いろいろ説明ありがとうございます。

ございます。どうも納得できないんですね。3点ほど、説明をいただきました。

1つ目は消費税の関係、これはまあ据え置きになったので御理解もいただけると思うんですね。ただ、あと工事費、要するに東京オリンピックだ、リニアということをおられたんですけども、果たしてほんとにそれじゃ2カ月、3カ月おくれることによって、それだけその資材、人工が上がるかと言えば、そんな簡単なものではないというか、すぐに上がるものじゃないと、私は思いますし、これは随意契約ですので、ある程度の資材とかいろんなものも調達は十分可能だと思います。

それで、もう仮契約をしているということは、この一番目の最初に言ったことについては、そんなに私はアップ、下手すれば下がるものもある可能性もあります。だから、私はそれは理由にならないと思います。

次に、2番目の事務室の移転ですね。かなりの再利用の部分があるということもいろいろ言って、5月の連休に移動しなければということをおっしゃっておったんですけども、確かに当然使えるものは使っていただいて、移動するのは当たり前の話であって、全て新品にするなんていうのはこんなもったいないことをする必要ないと思うんですけども、これが5月の連休でなければできないということはあり得ないと思いますし、12月に契約することによって工程的なところを標準工期なのか、普通の業者間で決めた工期だと思うんですけども、当然この中で2カ月ぐらいつころは、いろんな工程計画の中で検討すれば圧縮はできる。そうすれば、3月30日をもって完成ができると、移動ができる。5月に移動ができると踏んでおりますので、市民への影響は私はそんなにない。

それから、東南海の地震の関係もありましたよね。これも明日起きるかもしれませんが、30年後に起きるかもしれません。そういうことを考えて、なぜ9月にこだわっているのか

というのが、共通仮設の関係も最後に出ました。圧縮ができないようなことを言っておりましたが、共通仮設というのは必ずしも3カ月と先ほど言われたけども、やろうと思えば業者間の、大手のゼネコンですので、できると思います。

だから、いろんな面を考えてみても、今早期にというか9月に契約するのではなくて、12月で十分私は可能だと思います。ほんとにこの辺の理由が薄いなということでございます。

必ず12月の議会契約でないと市はどうしても平成30年の5月の移動、これ例えば3カ月過ぎて9月とか、10月に移動することによって市民に果たしてほんとに迷惑がかかるのかどうか。

〔発言する者あり〕

○加藤芳夫委員 いやいや、そちらにはかかっても、そちらの意見はかかってもいいんですけども、私はそこは市民は理解していただけるものと思いますけどね。

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 3点ほどいただいたと思うんですけども、まず資機材や労務費が3カ月でアップしないだろうということで、もちろんこれも先ほどの上がる要因がある中でその可能性があるという話ですので、上がらないかもしれないです。ただ、今はこういった資材単価等が横ばいの状態にありますけども、ほんの3年ほど前を振り返ってみますと、どこも設計会社が設計をいたしまして、予算を認めていただきまして、それでさあ入札というときに不調が続いて、この近隣の豊川市あたりでも3回ほど設計を変えて不調があったというようなことがありました。

そういうことでありますので、必ずしも上がるというものは、予測の範囲ですので、それは確実ではございませんけども、またそこでもし今の現設計でこれが変わりますと、ま

た資材が上がることによって、設計また予算が足りないということになりましたら。

〔発言する者あり〕

○柴田和幸契約検査課参事 そういうことがありましたら、またそこで設計を変更して、予算を認めていただいとということになりますので、今このVE協働方式ということでやってまいりまして、今仮契約ができてこの時点をもちまして、速やかに契約ができたかと考えております。

それから、事務室の件でございます。ゴールドンウィークじゃなくてもできるじゃないか、確かにできないことは、これもないと思います。ただ、じゃあほかのところではどういう形でやっているかということなんですけども、例えば各土日に移転していくというようなことをやっているところもあるようです。ただ、その場合にはサーバーも仮のサーバー等を置いて、今ある1つだけでは足りません。もう1つ別のサーバーも置いてやるとか、それなりに費用の負担を大きく出せばそれは可能になるかもしれません。

それから、引っ越し等につきましても、全て引っ越し業者に頼んでやっていただくということであれば、多少なりそういった軽減はできるかもしれないんですけども、その移転後の確実にシステム等が動く、特に窓口業務とそういったところに影響がないものを考えますと、ゴールドンウィークに試験等も済ませて、確実にできることは確認していることが一番だと考えておりますので、ゴールドンウィークでやるということを目指してございます。

それから、南海トラフ巨大地震、こちらにつきましては庁舎については従来より早期の庁舎建設、これを目指すということが一貫してございますので、これについても見解としては早急な庁舎建設を目指すということで、一貫した考えを持っておるといってござい

以上です。

○菊地勝昭委員長 片瀬総務部理事。

○片瀬雅好総務部理事 済みません。2点ほど答弁漏れがあると思いますので、確認を。

まず、工程計画仮設計画ですね、それ工事請負契約がなくてもできるんじゃないかということは、やっぱり先ほど費用が発生するというところで契約してからじゃなければできないということです。その分は、今の現工期の中で吸収できるんじゃないかというお話だったと思うんですけど。

[発言する者あり]

○片瀬雅好総務部理事 通常の分離発注の場合、設計事務所が工程計画を立てて、その何カ月という工期を設定するんですけども、今回はVE協働方式でございまして、施工候補者のほうにこの設計だとどれぐらいかかるというのを、実質工程を出してもらったと。

それで、いろいろお話を聞いてみますと、施工業者というのは、なるべく早く終わらせたほうが利益が上がると、長引けば長引くほど、当然御承知のとおり。なので、ぎりぎりを出していますと。さらに最近、国の動向等で労働者環境の問題がすごく重要になっていまして、社会保険の自立というのもありましたけども、あわせて労働者の休暇ということもしっかりとりなさいというような方針も出しています、コンプライアンスを特に重視するような大手のゼネコンさんでは、これいっぱいですと。

前に、もしこれが12月定例会で確認を終えてからどうだという話をしたら、縮められるかと言ったら、それは無理だと。もういっばいの工期なので、それは伸びますよという話で、先ほど申し上げたようにコスト重視で、なるべく抑えるような工程計画になっていますということだったので、工期を短縮することは不可能と考えております。

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑ありませんか。
白井委員。

○白井倫啓委員 この問題も含めてですが、30年以内に70%の確率で南海トラフ巨大地震が起きる起きるといっているんですよね。それで、庁舎の場所を決めてからもう既に5年か6年たっているんですよね。地震、起きてないんです。だけど、明日起きるかもしれないんですよね。

例えば、まだものができていないんですが、地震が明日起きたら、新城市の業務ってどういうふうになるんでしょうか。どのように対応しているんでしょうか。

[発言する者あり]

○白井倫啓委員 何が滞るのか。

[発言する者あり]

○白井倫啓委員 検討時間がないない言っているけど、検討時間本当はないのか。

[発言する者あり]

○菊地勝昭委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 何が問題かということの質問ですけども、今現状、災害対策本部はこの委員会室をお借りしてやっております。それで、東庁舎の問題点については、白井委員も今まで説明させていただいておりますので、御理解はいただいていると思うんですけども、再利用できないかもしれないという中で、ここを使おうと思ってもそれはちょっと難しいだろうと。

その場合に、じゃあ市の消防防災センターに持って行って、そちらのほうで対応をということだと思いますけども、向こうは免震ではないですが耐震がしっかりはしております。ただ従来言っておりますように、災害対策本部としては、こちらの本庁舎のほうが指令塔を担いまして、消防防災センターは実動部隊が集まる場所であると考えております。

何よりも、例えば実際にそういう災害が起きて、まず情報が集まってくるのはどこかということになるんですけども、一般の市民の方、まず市役所のほうに電話をかけてこられると思います。それから、各県、国等外部機

関も市のほうに連絡をとってくると、そういった情報というのはやはりこの本庁舎に集まってまいります。

そういうことを考えると、やはり本庁舎のほうに機能というものが必要になってきますけども、先ほど申し上げたように、市の本庁のほうでは、今の状態、東庁舎を使っておりますので東庁舎が大きく壊れた場合には、ここは使えないということになります。そうしたら、そういった通信関係等々、基本的には東庁舎のほうに今全ての防災的なものが集まっている中でございますので、そういった中で、じゃあ災害が起きたときということになんですけども、現状としては、新庁舎に関して、少なくとも早くこれを建設して、そういった今のようないリスクがないような形にしたいと考えております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 僕が言いたいのは、急がないといけない、急がないといけないと言ってるんだけど、明日来たときに、庁舎機能というのはどういうふうに再開できるのか。これができているのかというのを、これがあってこの問題の議論、本来やらないといけないわけですよ。

今、少しでも早くしなければならぬ、それでないだめなんだと言うんだけど、例えば3カ月、ずらした。もっと言ったら、今請願も出てますけど、議論が必要だということになったときにはもっと時間をかけるという可能性もゼロではないんです。そうしたときに、基本的にはいつ地震が来ても、明日来ても、庁舎機能は残る、この体制が今とれているかどうか問題だと思うんです。

今、それはとれているんですか。

○菊地勝昭委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 今とる、行動については、今庁内にあります地震防災計画がございまして、そちらに基づいて、実施されると考えております。ですので、先ほどの

建物と本部等のリスクがございまして、それにつきましては新庁舎を早急に建てることによって、そういったことがないようにしたいということが新庁舎建設の考えということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○菊地勝昭委員長 委員長から、皆さんにお願いします。発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またその範囲を超えないようにお願いいたします。

白井委員。

○白井倫啓委員 僕は、この契約の締結というのは、順序に基づいてやるべきだと思っているんで言ってるんですね。だって、南海トラフ地震、すぐ来るから早くつくらないとだめでしょう、少しでも早くやりたいという答弁されるから言ってるんですね。じゃあ、明日地震来たときにどうするの。

皆さんが、一番心配している、僕らに説明している南海トラフ地震のために早くつくらないとだめでしょうというんだったら、明日来たときに、新城市は対応できますか、今。それができているんだったらいいですよ。それ、どうなんですか、そのところは。今できてなくて、新しい庁舎ができたなら大丈夫、それは1年の余先の話で、その間に来たらどうするんですか。その対応ができてなくて、庁舎を早くなんていうのは、それでは片手落ちになると思いますよ。

○菊地勝昭委員長 片瀬総務部理事。

○片瀬雅好総務部理事 なぜ今かというのは、再度これまでの答弁も整理しながら、今のお答えもしながらいきたいと思いますけども。

まず、先ほど加藤委員がおっしゃったように、9月に消費税が上がるというのは確かに大きな要因だったんですね。それはあったんですけれども、それはなくなりました。

だけれども、法的に問題ない、法の趣旨に準じるといいますが、法に問題ないんだから法の趣旨に準じた手続なわけなんですけれど

ども、その中で、当初考えていたこの時期に出すことで、引っ越しのときの市民サービスの低下、それから職員の事務の混乱とかそういうことが防げるにもかかわらずやらない理由はない。

それで、消費税と、確かにリニアとかオリンピック、それから南海トラフもそうですが、起こるかもしれないし起こらないかもしれない。ですけれども、それはリスクとしてはあるんですね。ですから、まずは第1位は市民サービスを低下しないというのは大きな理由なんですけれども、それができる手段があるにもかかわらずやらない。さらに、ほかのリスクもあると。そうしたのも、もしかしたらこの3カ月早くやったことによってもう間に合わないかもしれない。けれども、今できることは、なるべく早く出すことじゃないのかというのが、市の理解です。

その上で、物価上昇であるとか、南海トラフのリスクなんていうのは、関係ないんだよという御判断をされるのはそれぞれ皆様の御判断の基準かなと思いますので、それに対して私は何も申し上げることはないんですが、市としては今ある、目の前にあるリスクを少しでも回避しながら、引っ越し時のサービスの低下を招くことが抑えられる、しかもその費用も、やり方を間違えますと業者にちよつとずつ引っ越しをやってくれ、セットアップやってくれということになりますと、コストが上がるというのはイメージできると思うんですが、そうしたことも防げることができるということです。

それで、今まさに地震が明日来たら機能するかと言えば、恐らく私個人的には機能しなくなると思います。いろんなシステムができていて、人はしっかり職員が生存していて、先ほど言った防災計画のとおり動けるとしても、恐らく庁舎機能は果たしていないだろうと思います。じゃあ、代替え施設を探すということになると思うんですけど、これは6月

でしたか、今回の議会でしたか総務部長のほうがお答えしているかと思いますが、そのときに使える施設を確か使うというような、代替え施設を探してやるんだ、当然やらざるを得ないのでやるんだらうと思いますけども、そういう事態になると思います。

そうしたことが、この3カ月分でクリアになるかという、いつ来るかわからない地震ですのでわかりませんが、少しでもそのリスクも抑えることができると。これが市の認識で、今回議案に上げさせてもらった理由でございます。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 確かに、少しでも早くということは必要だと思うんです。議会でも盛んに言われておりますので、議場の中で。だけど、明日来るかもしれない。今、片瀬理事、言われたんですが、恐らく機能しないと言われたんですね。機能しないということは、もう片手落ちですよ。一方では、早くつくらないといけない、早くつくらないといけないと言いながら、機能しないということであれば、そっちのほうを抑えながらつくらないと、もう大地震が来たら、僕は庁舎の問題も大きいけど、現実問題としては周りの環境ですよ。どれだけの家が倒れるか。木造家屋が多い。だから、庁舎以上に市民の生活がかなり大幅に乱れてくる。これへの対応のほうは、庁舎の問題より僕は大きいと思っているんですよ。

〔発言する者あり〕

○白井倫啓委員 だから、庁舎庁舎って言ってるんですが、実際に明日来るって言いながら、明日来たときの対応ができてないんであれば、庁舎なんていったってもう実際に大震災が終わった後、庁舎が建つということになってしまうわけですよ。

だから、片手落ち、言ってることが、僕は片手落ちだと思うんです。明日来るんだったら、今対応一方ではやるべきだと思うんです

ね。そういう議論もしながら進めていかないと、庁舎庁舎って言い方ばかりしている。

これは今後の議論にもつながってくるということで、今質問しているんですが、これを契約して、もう着々と進めていくのか。実際に、新城東高校の跡地という問題も出てくる。その検討をするという時間が、ほんとにないのかどうか。これを考えていく上では、今新城、明日地震が来たときどうなるのかの対応はとれているのかどうかというのは議論せざるを得ないと思いますよ。

もう片瀬理事が、今言われたように、機能しないということを言われてて、そっちは心配だけどまあかけてみるか。庁舎ができる1年何年か後には大丈夫な庁舎になるから、これでは片手落ちになってくるんじゃないかと思えますよ。もし、ほんとに震災のことを言うんだったら、あわせて検討するという時期が来たなど、僕は思いますけどね。

○菊地勝昭委員長 片瀬総務部理事。

○片瀬雅好総務部理事 先ほども申し上げましたが、現在の庁舎の段階で大きな地震が発生したときのリスクというのは、6月でもやったと思うんですけども、それに対しては、それはそれで今やっているんですね。私は、端的に個人的な主観で、地震の規模にも、震度7でも壊れないことだってあり得ますけど、最大級のことを考えたときに、庁舎は、建て物は機能しないだろうと、建物機能はしないだろう、その可能性は高いというお答えはしているんですけども、それが現実的な考え方じゃないかなと思っています。ですから、早く庁舎を建てないといけないんですけども。

だったら、それよりも今の庁舎を何とかしろよということの議論になっていくということであれば。

[発言する者あり]

○菊地勝昭委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 いいですか。何か枝葉のほうに話が行っているような気がするんですけど、住民投票を経て、行政が今までさまざまな角度で精査して、少しでもリスクを減らすために考えて、このような疑問点にもしっかりお答えいただいて、まだ法的にも問題がないとあって、着実に進めようとしているところで、逆に3カ月おくらせることに市民利益があるとは、到底私は思えないんですね。

なので、このまま進めていただきたいなと思うんですけどいかがですか。

[発言する者あり]

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今地震が来たらという議論してましたけども、今地震が来たら確かに片瀬理事が言うように、行政機能は麻痺するか機能しない部分も当然出てくるでしょう。だけど、今の本庁舎、第2庁舎、東庁舎、プレハブ庁舎の現状の中でやり得るベストの対策は、当然立っているわけです。それが、完全じゃないかもしれないけど、今現在とり得るリスクの管理としてはそれはやむを得ない状況だと思います。それはそれでいいとして、3カ月の間に、事前にやればいって言ったけど、契約をおくらせてできないことは、契約もしてないのにそんなこと、業者がサービスではやってくれません。当然、契約した上で、仮設計画、とにかく契約すれば、まず現場代理人、現場技術者を選定して、その人が中心になって仮設計画、安全計画を立てた上で地域住民説明、回るわけですね。それも決まってないうちに、そんな作業をやっていることは、それは業者に対する失礼、非常に商慣行として非常識な行為だと、私は思います。

それはいいとして、今回ちょっと聞きたいのは、財源の話、ここでしていいのかな。いいですよ、契約の30億円の財源の話。

資料をもらったんですけども、事業費の95%を合併特例債で、5%庁舎建設基金ですよ。この財源のパターンが一番市にとって、市民にとって有利だというシミュレーションを当然されたと思うんですけど、今までの説明だと基金を使って、不足分を特例債を借りてというような話だったと思うんですけども。

そもそも基金というのは庁舎建設基金ということで、庁舎をつくるためにためていた基金を使わずに合併特例債を使うというふうにした場合に、じゃあためたお金は、説明だったら多分今後の維持管理だとか、ほかの特例債が充てられない事業に使うという説明になると思うんですけども、そういうやり方がベターなのか、既にためてある基金を使った上でやったほうがいいのかというシミュレーションをされているのか。

今後その庁舎建設基金を建設じゃない目的に使う場合は、当然基金の目的をかえなくてはいけないし、条例と規約を変えなくてはいけない。そういう作業も必要になるんですけど、その辺について少しお願いします。

○菊地勝昭委員長 片瀬総務部理事。

○片瀬雅好総務部理事 こちらは、財政課のほうの有利な財源の使い方、準備の仕方というところで工夫されてますので、詳細はちょっとわからないんですけど、シミュレーション、当時より金利がかなり下がってまして、今0.7ということで、これはもう借りたほうが絶対有利、7割返ってくるという前提なんですけどね、もちろん。手元の現金を使うよりも、借りたほうが有利という試験シミュレーションということは聞いております。

〔「基金の使い道は」と呼ぶ者あり〕

○片瀬雅好総務部理事 残った基金は、これは市長がおっしゃったことなんですけれども、東庁舎が将来的に、要らなくなるかもしれませんが、そうしたことの準備金として手当てすることも考えられるであろうし、その他の庁舎等建設基金ですので、その他修繕

とかそういったものにも、維持管理にも使える、とにかく手元に現金はあったほうがいいというようなことだったと思います。東庁舎の改修も含めてですね。東庁舎の改修というのは、今度の改修ですね。

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑ありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も質疑させてもらいますが、やっぱり私もそんな急ぐことないんじゃないかなと、質疑を聞きながら思いました。

ちょっと基本的にお聞きしたいんですが、市の方は消費税がなくなったということでこのリスクはなくなったと。でも、オリンピックとか物価上昇があると思うけれども、これは今横ばいでどうなるかわからないということで、予測の範囲だよということで、あとゴールデンウィークの引っ越しは必ずやりたいということが全面にあるかなと思っています。また、大地震もいつ来るかわからないということで、明日かもしれないということでこれも予測の範囲だと思うんですが。

ほんとにそうなると、引っ越しだということがメインなのかなと思ってきていますけど、これもしも9月議会、今回で通さなければ間に合わないという、引っ越しのね、ゴールデンウィークの期間で引っ越しに間に合わないということだと思うんですが、今議会で契約すれば、逆に言うと、工事って始まりますけど、これからいろんな要因がもしも出て、ゴールデンウィークに間に合わないようなおくれというのはあるんですか。工期は絶対におくれない、確実ですか、伺います。

○菊地勝昭委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 現状は、今VE協議等やった設計工程の中で、実質工期16カ月ということで、この工期で間に合うということでございますので、それをもとにやっております。

ただ、もちろん不測の事態、不確定要因、

例えば地中から何か出てきてしまったりだとか、あるいは法的な何か必要な案件が出たとか、そういったものがあれば若干この工期というものは16カ月を超えることもあるかもしれませんが、あくまで現在の工期として16カ月でできるという計画でございます。

○菊地勝昭委員長 ちょっとその前に委員長から、もう一度お願いいたします。この議案は、市長の執行権に基づき、契約することに対して議決を求める議案であります。今やるべきか、やらないほうがいいのかというような質疑なのではなく、議案に対する不明な点について質疑をしてもらうのが本来じゃないかと思っておりますので、その点気をつけてお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 工期も、この9月議会で議決されれば16カ月行くというふうなお話の議案の説明だと思います。ただし、不測の事態、例えば地中から何か、これは高速道路でもヒ素が出たということでこのヒ素の土をどっかにやるというふうなところで工期もおくれたということも、事実確認しておりますが、やはりそういうことであると、1、2、3とほとんど全て予測の範囲、どうなるかわからないという状況の中で、早目に9月でこの議会に出したということなんですけど、やはりここはかもしれないというばかりで、やっぱり早くやるということは安全性が守られるのかなというふうに思うんです。

そこでは、何の安全性かということ、やはり通常なら国の構造確認がおりてから契約をするというのが通常でありますので、もちろん違法じゃないから大丈夫なんだっていう論理もあるんですが、やはり市民はこの経過を見ると、30億円以上というお金、税金ですよ、市民の皆さんの1円たりとも無駄にはいけない税金を30億円という大きな事業で使うと。そこで、住民投票もかかわってきている

というところで、やはり通常どおりいくということが市民への安全性の理解につながると、私は思います。

通常なら、構造確認、国の確認がおりてから手続を始めるというのがやはり市民の理解が広がると思いますので、ぜひそこをたった3カ月だけですので、それを大事にするということが大事だと思うんですが、認識をお伺いします。

〔「質疑問題が違う」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 もう一度、私からお願いします。この議案は、市長の執行権に基づき契約することに対しての事実を求めるものですので、やるべき、やらないべきとか、ちょっと今、横へ外れているのではないかと思いますので、もう一遍本来のところに戻して質疑をしていただきたいと思います。

山口委員。

○山口洋一委員 お尋ねします。ゴールデンウィークに移転をするということは、正しい判断だと思います。というのは、自分もそういう経験がありまして、オンラインをとめて、全てということですので、大体想定する日程。

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 それでは、質疑していてもどんどん外れていったり、いろんな意見が出てきて、的が絞れなくなりますが、どうですかね。これで討論に入ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「質問したらいい」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 それでは、質疑なしと認めます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ただいまの163号議案 工事請負契約につきましては、反対の立場から討論させていただきます。

ただいま、執行部のほうからいろんな説明を聞きました。私自身、ほんとにこの工程計画の中で縮めることができないとか、それから5月にどうしても移転したい。この点についても、はっきり言えば、市民周知をすれば市民は納得していただけるということもあります。この今回の契約について、いろんな面の3点ほど大きな点を言われたまじけども、どれも理由は、私は薄いなということで、また本会議で述べますけども、反対の討論とさせていただきます。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私は、本議案を賛成の立場から討論してもらいたいと思います。

本議案は、庁舎建設という普通の市政運営では考えられない事業であります。それゆえ、それに係る財源にも慎重な議論が求められ、我々、また前の議会に当たっても、合併特別債を活用する庁舎として議論を重ねてきました。これは、50年に一度という事業を、ちょうどそのときに市民である現在の皆様に、全て負担をかけるのではなく、特殊な財源によってその負担を軽減するというものであります。

私たちも慎重審議を重ね、住民投票という全市民の意見を集約することを含めて出された現計画を執行するため、そして現計画の中でも、ゴールデンウィークに引っ越しをするという理由を含めて、今この議案を賛成すべきであると思います。

議会は、議論の府であります。その議会で、今回の提案を待つてほしいという議論があります。しかし、この委員会が出た理由で執行

をとめることは、いびつさを感じます。また、せめて現計画以外の場所に庁舎建設をする検討ぐらいはやりましようとの声もありますが、私もかつてそうでありました。

〔発言する者あり〕

○柴田賢治郎委員 でも、議論の府でございますので、ぜひ言わせてもらいたいと思います。それでは、詳しくは本会議で。

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、反対の立場で討論をさせていただきますと思います。

新庁舎建設の工事請負問題について、この間に、質疑で大震災に耐え得る国の免震構造の認定が終了しないままに行われようとしていることがわかりました。

また、私の質問に対し、設計見積もりの金額、基準について、市の答弁は第三者委員会検証結果があるとか、物品の値段が刊行物（業界雑誌）をもとにしていると述べ、私は、一定の理解をしました。

しかし、根本のところでは、新都市に査定率の決まりがないこと、見積金額は山下設計が自社の実績を考慮したこと、ひいては、V E協議、E C I方式、プロポーザル方式などの自体が建設工事費用など全て相手方に丸投げするものなので、私は、この間の質疑を得ても、安全面の点で、そして適切な費用かどうかについて、大きな疑問を持っているので反対をいたします。

また一方で、市民の独自の提案もされていることであり、それらを議論しながら、もう少し契約を先延ばししてもいいのではないかと思います。

以上、簡単な反対討論といたします。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 それでは、第163号議案について賛成の立場で討論いたします。

総論的には、今回の議案、9月に提案するというのはことしの現行計画の説明の中で、住民投票を終え、それを踏まえて現行計画を作成した段階でタイムスケジュールとして示されていた問題です。

この問題については、ことしの1月に行われた市長リコールにおいて、現行政権が支持されたということで、あわせてリコールを求める会から出された第5案を否決した、要するに多くの市民が現行計画を選んだということで、総論的にですが現行計画が支持されているということだと思います。

各論的には、いまるる説明があったように、工事費の増額、それからゴールデンウィークの引っ越し、それから南海トラフ、これはいずれもリスクの可能性を軽減するという行政の一番根本的な問題だと思います。

かもしれないとか、いろんな論法はあるんですけども、まず第一に考えるのは、リスクをどれだけ軽減していくかと、これが行政の使命でありますし、今回の選択は総論で申しました9月に契約関係を想定する、これは1月の市長リコールによって多くの市民から支持されたという点が1点、それからリコールを軽減するというこの2点、そう各論的な立場ですから、この2点において現在提案されているこの契約案件は当を得たものだと思いますし、今までの説明においても私自身もしっかりしたものだと判断いたします。

以上をもって、第163号議案の賛成討論いたします。

以上です。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○菊地勝昭委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第163号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員起立〕

○菊地勝昭委員長 起立多数と認めます。

よって、第163号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員長から申し上げます。

先ほどの白井委員の発言につきまして、録音を調査の上、不穏当発言があった場合には委員長において措置いたします。お願いいたします。

それでは、ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後3時56分

○菊地勝昭委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

続いて、第172号議案 東三河広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 本会議の質疑でいろいろ聞いておりますと、不安になってくるということがいろいろあったなと思ひまして、確認をさせてもらいます。

今回、規約変更でまち・ひと・しごと創生法という絡みの策定が入ってくるということになるわけですが、以前に人口ビジョンとか、総合戦略みたいなものが出されました。これが、東三河広域連合でつくられるということになると、この中でも不安を感じた人がおられると思うんですが、新城市の計画を含めて、各市町村の計画との整合性がどうなるのかなという不安が出てきました。

国が、それも支援もできるというようなことを聞きますと、支援があるからということで先走るといふ、東三河広域連合先走って、地域の自主的な政策というものの上を押さえてしまう可能性が出てくるというように危惧をしましたが、そういう歯どめはできるんでしょうか。

○菊地勝昭委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今後東三河広域連合で総合戦略を作成するに当たって、それぞれの市町村と調整が始まります。その中で、各市町村の施策の阻害となるようなことはならないように、それぞれの市町村の職員が出て調整を行いますので、それはないものだと思っております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 あっては困るんですが、どうしても東三河広域連合という形で、言いましたら各市町村、打つ手が無い状況です、正直。奥三河なんか特に、人口減少とまらない。

この状況の中で、国の支援がもらえるからということで、広域連合が東三河広域全体を縛るような政策というものは、動きやすいというように思うんです。本来は、各市町村が大変な状況でも、それぞれが自立して計画を持つ。それで、その中で足りないところをお互い協力し合うというのが筋だと思うんですが、それが逆になる。よかれと思う計画、今回地方創生で動いております、日本全国。日本全国動いております、各市町村をまたぐような、県を超えて一緒にやる計画まで出てきます。

しかし、一緒にやる全国的に市町村が連携する計画であっても、よく似た計画の中でのっかってしまうという市町村が見られるというようにも言われているんですね。

ですから、東三河広域連合が逆に総合戦略を持つというようなことになったときに、各市町村の自立が意識的に阻害するのではなく、従属的に阻害されるという可能性というのが

心配されるんですが、そういう自主性をどのように伸ばしていくか。広域連合が先走るのではなくて、あくまでも各市町村の連携を最優先するというその縛りというのは、あるんでしょうか。

○菊地勝昭委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の総合戦略をつくる前の話なんですけれども、広域連合をつくる時、そのときの設立趣意書にもあったと思うんですけども、それぞれ市町村の自主自立を尊重して、広域でそれぞれこういった少子高齢化だとか、経済のグローバル化だとか、国のいろんな法律が変わったりだとかそうした新しい流れの中で、それぞれの市町村ができないことの中で広域でやれることを考えていきたいと思いますというのが最初のスタートでした。

ですので、白井委員がおっしゃられたことは、その時点でそれぞれの市町村の自主自立が尊重されるというのが前提になっておりますので、そのところはそれぞれの市町村の意見を言いながら、今後作成に入っていくということをお願いします。

○菊地勝昭委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 本会議では、基本的なことを確認させていただきましたけども、その中でちょっと再度確認、個別のことなんですけれども、広域連合スタートするときに、下屬の事務事業を検討して、当面は6事業でスタートされましたよね。それで、今後広域で取り組むべき事業もその中に幾つかあって、何年後かを含めて見据えて、今事業を幾つか検討されているわけですね、そういう状況があることが1つ。

それで、本会議の質疑の回答でもありましたように、今言われた要するに単独で取り組むことが困難であったり、広域で取り組むことがベターであり、コスト削減につながるというようなことでやっていくというそういつ

た事業を総合戦略に盛り込むわけですよ。

ということは、今まで広域連合をつくる時に検討してきた事業、事務事業、それが総合戦略に乗せることによって、交付金がもらえるということなのか、今まで検討してきた、各市町村の事務事業じゃない全く違う事業を単独でやるのが困難、広域でやることのほうがいいという、今までの検討じゃない事業をやろうとしているのか、どちらですか。

○菊地勝昭委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 1つ、皆さんに御理解いただきたいのは、今回のこのまち・ひと・しごと創生法で、日本全国でこういった人口ビジョン、人口がどうなるかという、将来を展望するということと、総合戦略をつくりましょうということとで始まりました。

そうした中で、国がつくって、県がつくって、市町村ができました。で、1つおくれで平成27年の12月に、今度は広域連合がつくれるとなりました。その中で、今のところ関西広域連合だとか、信州だとかというのが始めているんですけども、そうした中でこの総合戦略をつくるという流れになってきたという、まず御理解をいただきたいということ。

一番最初に広域連合を設立したときの6事業と、自分たちで、広域で取り組み課題、あと権限移譲だとかというのを検討していくよというふうにしたときには、まだまち・ひと・しごと創生法ができてなかったのであります。

ですので、今回こういった総合戦略に乗せないとな国の補助金の、テーブルにも立てないというところがあります。ですので、乗った事業が必ず補助金がもらえるというわけでもございません。というのは、広域連合やっても、例えば1事業しか国から認められないだとか、2事業、3事業だとか、そういった縛り、前の市がもらった事業もそうでしたけども、縛りが多分出てきます。

ですので、必ずしも全部が全部総合戦略に

乗った事業が補助金の対象になるわけではなくて、その中の幾つかになると思うんですけど、やはりこの総合戦略というものにしっかり乗せてやっていかなければいけないという姿勢で取り組まなければいけないということとをつくるということを御理解いただきたいと思います。

○菊地勝昭委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それはわかるんですけども、スタート時に検討した6事業以外の今後取り組む事業幾つかありますよね。これは既存の事業ですよ。それを、総合戦略の事業として乗せるのか、全くそれ検討してきてない、全く新たな事業を戦略として立てて、それに対する交付金をもらおうとしているのか、その辺がちょっと今の答えにはなかったような気がしたんですけども、私の聞きたいこと、わかりますよね。

だから、新しく広域連合として新たな事業を起こして取り組むのか、既存の事業の中でこの戦略に基づいて、交付金をもらってやっていこうということなのか、その辺はどういうふうに判断すればいいですか。

○菊地勝昭委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 まず、総合戦略に乗せる事業を決めることが、この規約にのってからでないと進まないということですが、スタートは。だけど、今滝川委員が言われた、今まで検討されていた事業というのも入りますし、あと東三河振興ビジョンで取り組んでいる事業だとかそういったものも連携を図りながら、多分検討されると思います。

ですので、全く新しいやつも出てくると思います。その辺はまだ、何とも言えないところがあるんですけども、基本的には総合戦略に入っていくものだというふうに思ってます、今まで検討したものも。

○菊地勝昭委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 だから、今までやろうとしてた、今後取り組むべき事業も含めて、今後

新たな事業も含めて全て総合戦略に事業として乗せて、その中から国の交付金をいただくべき事業を検討してもらっていくというか、先駆性があったり、取り組む効果が高いとかそういうことの優先度の中で事業を選ばれていくと解釈すればいいですか。

○菊地勝昭委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 そうだと、私も思っております。

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

〔発言する者あり〕

○長田共永委員 48号に関する経費の件なんですけど、こちらは人口割でもいいと思うんですけど、今回の件の負担割合が人口割とか、いろんな計画等考えられる、今のお話を聞くと。それで人口割でいいかどうかという点、そこら辺がちょっと、事業に対する。

〔発言する者あり〕

○菊地勝昭委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今回、この総合戦略をつくるに当たっての印刷代だとか、消耗品だとか人件費なんですけども、そういったものが発生しないようにということで私たちはお願いしていきますけれども、また今後変更だとかいろんなことをやると金額が必要になってくる可能性があるので、今日になっております。

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 第172号議案 東三河広域連合規約の変更、反対の立場で討論します。

東三河広域連合というのは、心配していたのは各市町村が自立していくという点で、広域になることによってその自立の芽が摘まれるのではないかと、自分でやろうという意欲というのが減るのではないかとこのところを心配していましたが、今回まち・ひと・しごと総合戦略の策定という問題まで、東三河広域連合が踏み込んでくるということになると、新城においてもまず自分たちで計画をつくり、それを実行していくというそういう状況にあるのに、東三河広域連合がどのように動いてくるのかというのは非常に不確定な部分が出てくると思います。

その点において、今回この規約変更というのは早急過ぎる。それも、東三河広域連合はまだ発足して数年しかたっていないわけですね。その点では、現時点で次の大きな流れの中に入っていこうとしている点、この不安を感じるわけです。それが一番の反対の理由となります。

以上です。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 第172号議案 東三河広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論いたします。

御存じのとおり、一昨年の平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法及び関連した改正地域再生法が成立いたしました。創生法の第9条に都道府県のまち・ひと・しごと創成総合戦略、第10条に市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないという規定が盛り込まれています。

あわせて、総合戦略に基づく新型交付金の支給も定められております、いわゆるあめの部分であります。地方版総合戦略とはいって

も、都道府県と市町村だけが対象でした。

新法制定や、法律改正があるたびに各市町村に対しては通達や通知が入るわけですが、広域連合として担当局に問い合わせたところ、広域連合ではこの地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略はできない。いわゆる都道府県と市町村だけだよということでございました。

ところが、実際新型の交付金が出て、独自の事業ができるということでいろいろ検討してみますと、魅力的な点も出てまいりましたので、連合内でさまざまな事業の可能性について協議し、やはり連合としても取り組むべきであろうという結論に達し、昨年10月、石破地方創生担当大臣に直接広域連合でも対象にしてほしいと、要望してまいりました。

その結果、昨年12月24日、国の総合戦略の改訂が閣議決定された日ですが、従来の創生法に関する一部改正の通知があり、都道府県の項目で、広域連合、一部事務組合も加えるといういわゆるみなしの拡大変更が行われました。

これによって、東三河広域連合が地方版総合戦略を作成できるようになったわけであり、ただし、ただし書きがあり、広域連合規約に総合戦略を作成することを明記せよと義務づけられました。東三河広域連合は、当初9事業、当面6事業と定めておりますが、この事務規定を変更し、総合戦略の作成を加えるには、構成8市町村全ての同意及び議会の議決が必要になります。それが、現在上程しております本議案であります。

全国に160近い広域連合があります。先ほど説明もございました、関西広域連合、それからお隣の南信州広域連合は取り組んでいるわけですが、東三河広域連合は提案者であります。一番最初の言い出しっぺでありますので、事務局サイドとしては年明け早々から計画づくりに入り、去る7月に骨子案を連合議会に説明し、公表したわけござ

います。

これを進める、つまり、骨子案ですので、これから正式な総合戦略づくりを進めるためには、広域連合の規約改正が必須条件になります。先ほど通知にあったとおりでございます。今後、関係機関との折衝や、構成市町村同士の協議を進めていくためには、規約改正が前提になります。構成8市町村全ての議決を経て、広域連合規約の変更、改正が実現します。

なお、今後の予定として、年明け早々に正式な総合戦略の策定に向けて協議が始められるとなっております。

しかし、この広域の規約変更をした後に正式な協議が始まりますので、今後の、平成28年度事業等にはちょっと無理かなと思いますが、あくまでも市町村の総合戦略に比べると、1年おくれたものになります。あくまでも後発でありますので、市町村の総合戦略とダブらないように、きちっとすみ分けをし、共存共栄ができる、これが基本であります。

例えば、素案に示されたものによりますと、東京アンテナショップによって特産品の販路拡大だとか、東三河全体の観光PRなどを盛り込んでおります。広域連合だからできること、やっていったほうが効率的であるというようなことが、計画に盛り込まれておるといふことでございます。

以上を申し上げて、広域連合に現在の上程中の第172号議案の賛成討論といたします。

以上。

○菊地勝昭委員長 委員長から傍聴人をお願い申し上げます。

飲食は禁止されておりますので、よろしくお願ひします。

ほかには討論ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も、第172号議案に反対の立場で討論させていただきます。

東三河広域連合の任務は、6事業に限定さ

れてスタートしたにもかかわらず、今現在8事業、9事業へと拡大しております。こうなりますと、広域連合を構成します各自治体の独自性がどんどんなくなっていくのではないかと危惧をしております。

今回、自治体それぞれの創生総合戦略が策定されているにもかかわらず、広域連合全体でつくろうとしており、私は両者の間に大きな溝ができるのではないかと危惧します。

私は、こうした流れが新たな大合併を視野に入れたものではないかと考えますし、合併した新城市では、過疎化が今進んでおり、より中心部にある人口密集地へ、今人口が流れております。

広域連合化の拡大は、新城市を文字どおり消滅させるものと考えます。またしっかりすみ分けをしなければ、県、市、広域連合、また同じこのセクションで創生総合戦略を策定しますと、二重三重行政になりかねないのではないのでしょうか。

そのための質疑を聞きましたが、私は細かいこのすみ分けについてわかりませんでしたので、反対といたします。

以上、簡単な反対討論といたします。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 第172号議案について、賛成の立場で討論させていただきたいと思いません。

東三河広域連合におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということでございますが、もとは、この議案については、市町村の独自性を最優先に各首長の手腕によって、現在実施されております。

この広域連合においては、やはりこの市町村では扱えないような広域的なものをやるというようなお話を聞いております。そのような中で、地域がより発展、成長できるような形での広域連合だというふうに確信をしてお

ります。

そのような立場で、賛成とさせていただきます。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○菊地勝昭委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第172号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立をお願いいたします。

〔賛成委員起立〕

○菊地勝昭委員長 起立多数と認めます。

よって、第172号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総合政策特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時20分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総合政策特別委員会委員長 菊地勝昭